

路外駐車場管理規程（変更）届出書

年 月 日

（あて先） 松 戸 市 長

駐 車 場 管 理 者

住 所

名 称 及 び 氏 名

駐車場法第 13 条の規定(第 1 項・第 4 項)により、別添のとおり管理規程を(定め・変更し)たので届け出ます。

(1) 駐車場の名称 :

(2) 駐車場の位置 :

(3) 供用開始日 : 年 月 日

(4) 管理規程 : (別添のとおり)

(5) 備 考

＜管理規程に定めるべき事項＞

1. 路外駐車場の名称(駐車場法第13条第2項第1号)
2. 路外駐車場管理者の氏名及び住所(法人にあつてはその名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所)(駐車場法第13条第2項第2号)
3. 路外駐車場の供用時間に関する事項(駐車場法第13条第2項第3号)
休業日並びに1日における供用時間の開始及び終了の時刻。(駐車場法施行規則第2条第1項)
4. 駐車料金に関する事項(駐車場法第13条第2項第4号)
駐車料金の額は上限額をもって定めねばならない。(駐車場法施行規則第2条第2項)
また、額の基準は
 - (1) 適正な原価を償い、適正な利潤を含む額をこえないこと。
 - (2) 利用する者に対し不当な差別的取扱いとなる額でないこと。
 - (3) 利用する者の負担能力をこえるおそれのない額であること。

(駐車場法施行令第16条)
5. 路外駐車場の供用契約に関する事項(駐車場法第13条第2項第5号)
路外駐車場に駐車する自動車の滅失又は損傷についての損害賠償に関する事項を含むものでなければならない。(駐車場法施行規則第2条第3項)
6. その他(駐車場法第13条第2項第6号)
 - (1) 路外駐車場の構造上駐車することの出来ない自動車
 - (2) 路外駐車場の業務に附帯して行う燃料の販売、自動車の修理その他の業務の概要

(駐車場法施行規則第3条)
7. 管理規程の変更(駐車場法第13条第4項)
管理規程に定めた事項を変更したときは、10日以内に、市長に届出なければならない。